

公益社団法人日本女医会への寄附金には 税制上の優遇措置が受けられます

当会への寄附金には所得税(個人) 法人税(法人)に
税制上の優遇を受けることができます。
また、相続税も非課税となります。

ご存じ
ですか？



個人が寄附をされる場合

■ 所得 税 ■

所得控除 課税前の所得から差し引かれます。

寄附総額 (上限は年間所得の 40%) -2 千円

×

所得税率^{※1}
課税所得額に
よって異なる

=

控除額

年間の課税所得総額 750 万円の方が 10 万円を寄附した場合

所得控除 98,000 円 × 23% = 22,540 円

* 所得控除を受ける為には確定申告が必要です。

※1. 所得税率 課税所得額が . . .

330 万円超	695 万円以下	⇒	20%
695 万円超	900 万円以下	⇒	23%
900 万円超	1,800 万円以下	⇒	33%
1,800 万円超	4,000 万円以下	⇒	40%
4,000 万円超		⇒	45%

(平成 27 年分以降の税率)

所得税が
少なくなります

■ 個人住民税 ■

都道府県・市町村が各々の条例で指定した寄附金が個人住民税の軽減措置(寄附金控除)の対象となります。(上限は年間所得の 30%まで) 各市町村によって取り扱いが異なりますので、お住まいの市町村税務担当課へお問い合わせ下さい。

法人（医療法人など）が寄附される場合

申告所得から損金（費用）として、寄附をした法人の所得金額に応じ、一定の限度額まで計上する事ができます。

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

最大で一般分と別枠分の寄附金が損金算入できることとなります。（各法人により違いがございますので、管轄の税務署にお問い合わせください）

遺言による寄附をされる場合

原則として当会は、現金でのご寄附をお受けいたします。

遺言による寄附、または相続人による相続財産からの寄附（相続税申告期間内）は非課税になります。

★領収書は、公益社団法人日本女医会が発行し、主たる事業に関する寄附である事が明記された物であれば、証明書も不要です。（収入印紙も不要）

お問い合わせ・・・公益社団法人日本女医会 事務局

03-3498-0571

皆様のご寄附により



どんどん育ちます。



今に大きくなりたい日本女医会の樹